

自動車に関する整備の実務経験について

自動車整備士技能検定の受験資格に係る自動車等の整備作業に関する実務経験の確認について(自整第46号の2 平成12年 3月28日)(抜粋)

1. 実務経験として認められる自動車等の整備作業

検定規則第2条中の二級ガソリン自動車整備士から三級二輪自動車整備士までに掲げる自動車整備士の実務経験として認められる自動車の整備作業とは、次の(1)各号に掲げる事業場又は業務において行われている(2)ア. 各号に掲げる分解、点検、調整等の整備作業をいう。

検定規則第2条中の自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士の実務経験として認められる自動車の装置の整備作業とは、次の(1)各号に掲げる事業場又は業務において行われている(2)イ. 中の該当する号において示すそれぞれの分解、点検、調整等の整備作業をいう。

ただし、これらの場合において、オイル、タイヤ、灯火装置、ワイパー・ブレード等の交換作業のみの整備作業及びアルバイト等臨時で勤務しているような作業経験は実務経験とは認められない。

(1) 事業場又は業務

ア. 道路運送車両法第78条の**自動車特定整備事業の認証を受けた者の事業場**

イ. 道路運送車両法第94条の**優良自動車整備事業者の認定を受けた者の事業場**

ウ. 「自動車の定期点検整備促進対策に使用するステッカーに対する運輸省名義の使用について」中の定期点検整備促進対策要綱5. (2)に規定する**特定給油所**(特定給油所とは、自家用乗用自動車の、4輪主ブレーキ及び駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の1年ごとの定期点検整備(分解整備を除く。)を確実に実施したとき、「定期点検整備促進運動」による点検整備済ステッカーを交付できる給油所をいう。)

エ. 上記ア. 又はイ. に掲げる事業場以外の**自動車タイヤ整備作業工場、自動車電気装置整備作業工場及び自動車車体整備作業工場並びに自動車整備用機械器具を備え付けた整備作業場を有するガソリン、自動車部品、自動車用品等の販売事業者の事業場**

オ. **一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の路上故障自動車救援業務**

カ. 上記各号に掲げるものと同等の整備作業を行い得るその他の事業場又は業務

(2) 分解、点検、調整等の整備作業

ア. 自動車の整備作業

①道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る整備作業

②キャブレター、インジェクション・ポンプ等の主要な装置の点検、調整等の整備作業

③自動車の装置、主要部品等の交換を行う整備作業

④自動車の装置、主要部品等に係る点検、調整等の整備作業

⑤上記各号に掲げるものと同等の自動車の点検、調整等の整備作業

イ. 自動車の装置の整備作業

①自動車タイヤ整備士にあつては、ホイール・アライメント又はホイール・バランスの点検、調整等のタイヤに係る整備作業

- ②自動車電気装置整備士にあつては、充電装置、始動装置、点火装置又は各種電子制御装置の点検、調整等の電気装置に係る整備作業
- ③自動車車体整備士にあつては、フレーム又はボディーの点検、修正、改造等の車体に係る整備作業

2.「受験資格を有することを証する書面」の提示

「受験資格を有することを証する書面」の提示の取扱いは、申請者の負担の軽減に配慮した必要最小限度の書面の提示を求めるものとする。当該書面の例としては、申請者が受けようとする技能検定の種類及び従事する作業場の形態に応じて、(1)又は(2)の各号に掲げる書面とする。

(1)二級ガソリン自動車整備士等に係る受験資格を有することを証する書面の例

ア. 上記(1)中もア. 及びウ. に掲げる事業場において自動車の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面

申請者が自動車の整備作業の実務に従事していること又は従事していたことについての事業主(整備作業部門の統括責任者を含む)による証明書(事業場名、認証番号、従事期間及び内容並びに証明者の役職及び連絡先

イ. 上記 1.(1)中のオ. に掲げる路上故障自動車救援業務において自動車の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面

申請者が路上故障自動車救援業務において自動車の整備作業を行っていること又は行っていたことについての一般社団法人日本自動車連盟(支部を含む。)による証明書(従事期間及び内容並びに証明者の役職及び連絡先の記載を含むもの。)

ウ. 上記 1.(1)中のイ.、エ. 及びカ. に掲げる事業場又は業務において自動車の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面(施設等証明書)

① 申請者が自動車の整備作業の実務に従事していること又は従事していたことについての事業主による証明書(事業場名、従事期間及び内容並びに証明者の役職及び連絡先の記載を含むもの。上記 1.(1)中のイ. に掲げる事業場にあつては認定番号にあつては認定番号も記載すること。)

② 整備作業を行う作業場の見取図又は写真(ただし、上記 1. (1)中のイ. に掲げる事業場にあつては省略することができる。)

③ 事業場が保有している設備、工具等の一覧表又は写真